

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県知事等から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和7年6月10日

石川県監査委員	平 蔵 豊 志
同	谷 内 律 夫
同	村 上 勝
同	作 田 有 子

(別 紙)

金商高第8号  
令和7年5月15日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 教 育 委 員 会

令和7年3月26日付け石監査第664-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、電気料の調定金額を誤って算定しているものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	金沢商業高等学校	調定担当者が検針記録表にメーター検針と契約電力を記録するとともに、電気料支払い担当者との相互確認を行う。 また、調定票の決裁時には、変更する可能性がある項目に目印をつけた算定一覧表を添付し、算定誤りが発生しないよう複数人で確認を行う。

金産技第83号  
令和7年4月30日

石川県監査委員様

石川県知事 馳 浩

令和7年3月26日付け石監査第664-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、電気料の調定金額を誤って算定しているものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	金沢産業技術 専門学校	今回の注意事項を踏まえ、電気料金の算定の根拠等について再確認し、職員相互のチェック機能を強化することとした。 今後は、適正な調定事務の執行に努めてまいります。